

城東台学区安全・安心ネットワーク規約

(名称及び拠点)

第1条 本会は、城東台学区安全・安心ネットワーク(以下ネットワークという)と称し、事務局は岡山市城東台コミュニティハウスに置く。

(組織及び会員)

第2条 本ネットワークは城東台学区内の各種団体をもって組織し、代表者を会員とする。

(目的)

第3条 本ネットワークは、城東台学区の課題を解決する

ために城東台学区内に組織される各団体が連携し、相互に情報を共有することで、自発的に一体となった活動を展開し、暮らしやすい安全・安心のまちづくりの推進を図る。

(事業)

第4条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 総会・役員・専門部会の開催
- 2) 講習会・研修会を実施
- 3) 防災、交通安全、環境美化、支え合う地域生活、防犯、地域での健康づくり、子どもの健全育成などの活動
- 4) その他、本ネットワークの目的を達成するための事業

(役員)

第5条 本ネットワークに次の役員を置く。

顧問 1名、会長 1名、副会長 2名、委員 若干名、会計 1名、監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は次の方法で選出する。

- 1) 顧問は連合町内会長とする。
- 2) 会長は顧問の推薦により、総会の承認を得て決定する。
- 3) 副会長及び他の役員は会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1) 会長はネットワークを代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3) 委員は、本ネットワークが実施する事業の円満な運営を図る。
- 4) 会計は、本ネットワークの会計業務を処理する。
- 5) 監事は、本ネットワークの会計を監査し、役員会及び総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠のために再任された役員の仕事は、前任者の選任期間とする。

(総会)

第9条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

- 2 総会は、会員で構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。
- 4 総会は、次の事項を審議決定する。
 - 1) 事業計画及び事業報告
 - 2) 予算及び決算
 - 3) 規約の変更
 - 4) 役員を選任
 - 5) その他重要事項
- 5 臨時総会は、会長が必要に応じて開催する。

(役員会)

第10条 役員会は、第5条1項の役員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長が務める。
- 3 役員会は次の事項を審議決定する。
 - 1) 総会で審議すべき事項
 - 2) 総会で決定した事項の実施に関する事項
 - 3) その他総会の決定を要しない事項

(総会及び役員会の成立及び表決)

第11条 総会及び役員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のとき、議長の決するところによる。

(専門部会)

第12条 会長は、事業を円滑に実施するために必要と認めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の構成員は役員会で決定し、専門部会構成員の互選により専門部会長を選任する。
- 3 専門部会は、必要に応じて専門部会長が招集する。
- 4 専門部会は、円滑に事業を実施するための専門的事業を審議決定する。

(経費)

第13条 本ネットワークの経費は、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本ネットワークの会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日を持って終わる。

(その他)

第15条 その他、この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規約は平成19年7月7日から施行する。
- 2 この規約は令和元年6月2日に一部改正した。